

# 電力及びガスの小売全面自由化について

平成 29 年 2 月  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会



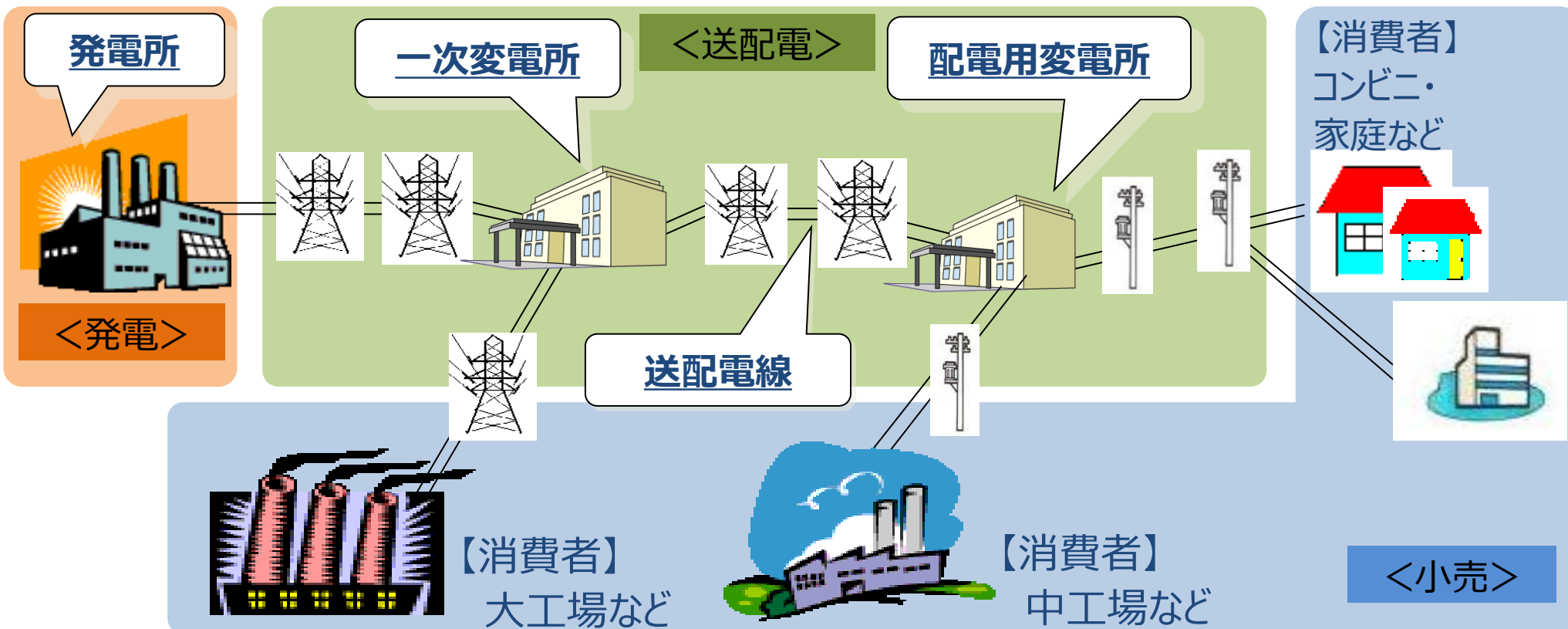
電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 日本の電力供給の仕組み

- 電力は、発電所 → 送電線 → 変電所 → 配電線 の経路をたどり、各消費者まで供給されます。
- 電力供給システムは、発電部門（発電所）、送配電部門（発電所から消費者まで）、小売部門（消費者とのやりとり）の大きく3つの部門に分類されます。
- 平成28年4月の小売全面自由化により、小売部門への参入が全面的に自由化されました。

※発電部門は既に原則参入自由、安定供給を担う送配電部門は政府が許可した企業以外は参入不可。

※一般送配電事業者が管理・運営する送配電線を借りて（託送）、小売電気事業者は電気を消費者に届けます。



# 家庭でも電気の購入先が自由に選べるようになりました

- 従来、各家庭は地域の電力会社（関東地方であれば東京電力）から電気を購入。
- 平成28年4月1日からは、一般家庭向けの電力の小売販売への新規参入が可能になり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。  
※ 企業など大口消費者向けの電気の販売は、これまでも自由に選択可能。
- 一方、消費者保護のため、少なくとも平成32年3月末までは、小売自由化前と同じ電力会社・料金メニュー（＝経過措置メニュー（規制料金））で電力を購入可能。
- 新規参入者が電気を販売するには、政府に申請をし、登録を受けることが必要。

## 家庭向け電力販売への参入を行っている事業者



石油元売会社



再生可能エネルギー発電会社



旅行代理店



通信会社



都市ガス会社・LPガス販売会社



不動産管理会社

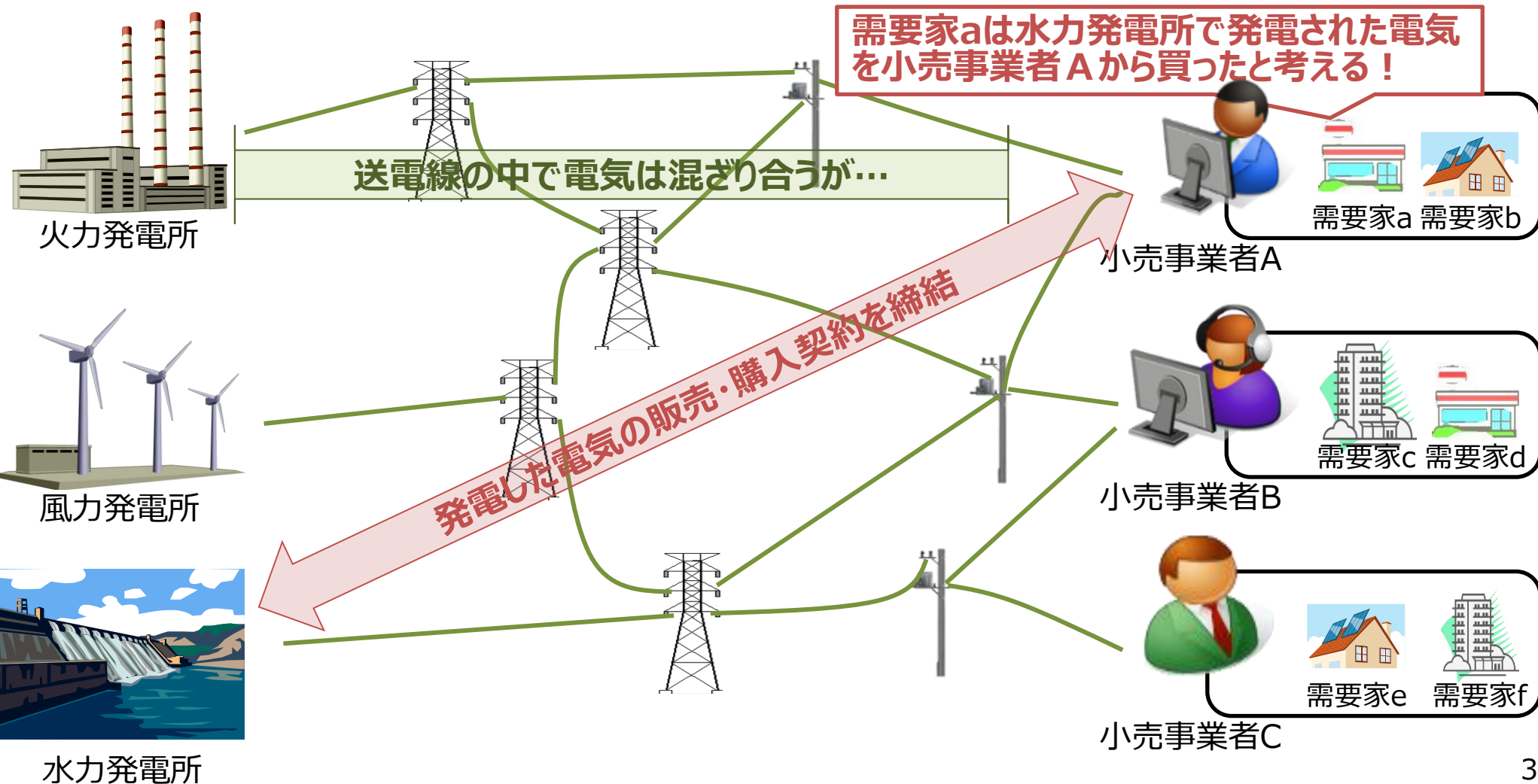


鉄道会社

etc.

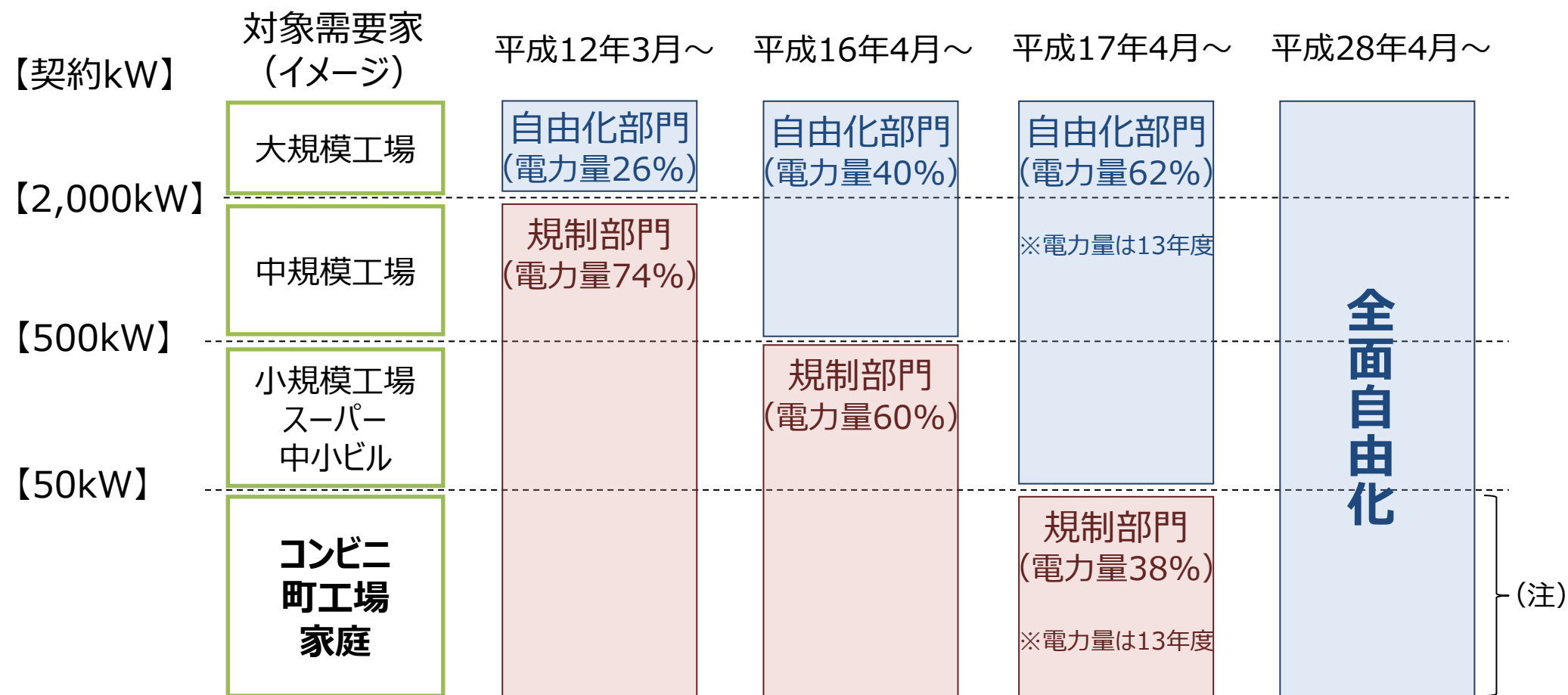
# 電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を買っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。



# 我が国ではこれまで段階的に自由化を進めてきました

- 平成12年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施。
- 平成28年4月からは、一般家庭・コンビニ等向けへの新規参入が可能。一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。

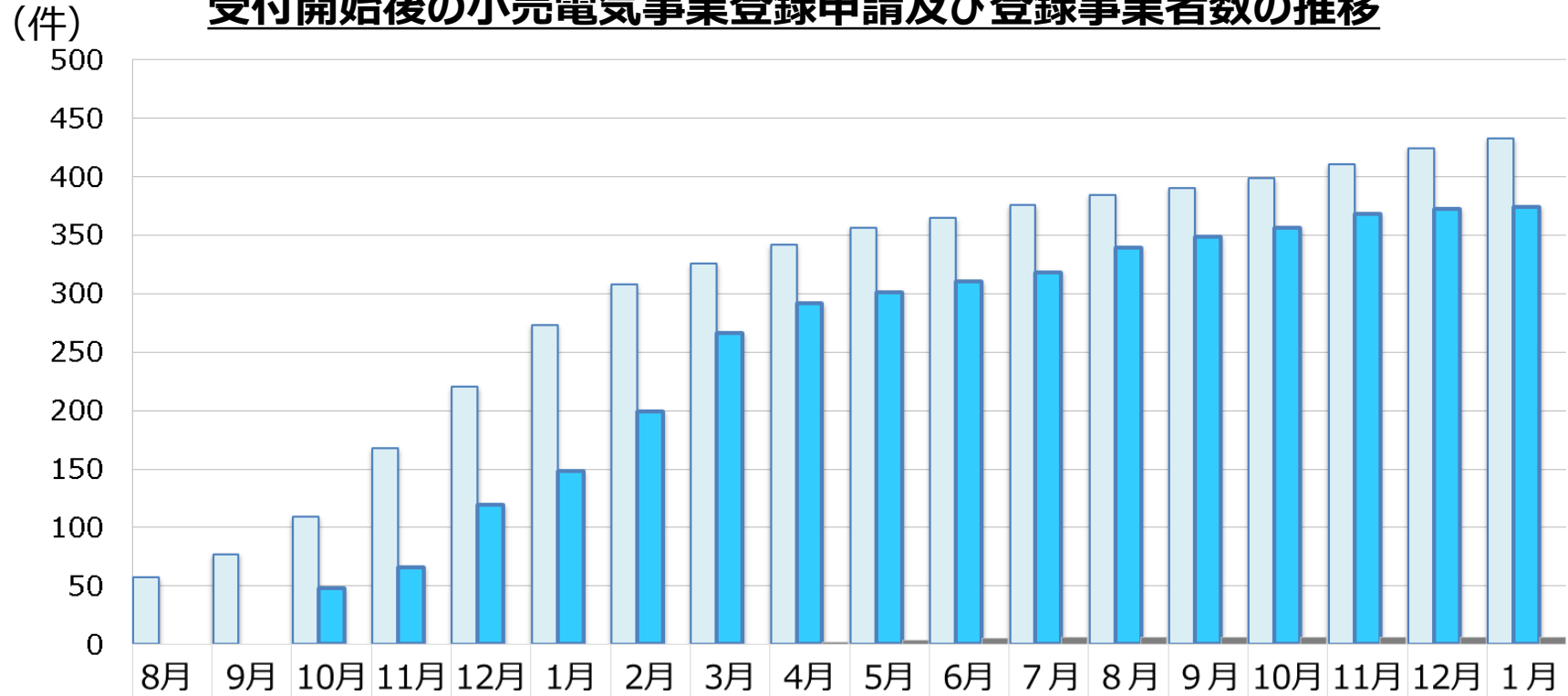


(注) 需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す。(需要家は、当面、規制料金も選択できる。)

# 小売電気事業者の登録数の伸び

- 平成27年8月の事前登録申請の受付開始から1年余りの間に、約430件の小売電気事業者登録の申請があり、1月25日時点で374社を登録。

## 受付開始後の小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移



(件)	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
申請件数	57	77	109	167	220	273	307	325	341	356	364	375	384	390	398	410	424	432
登録件数	0	0	48	66	119	148	199	266	291	301	310	318	339	348	356	368	372	374
登録抹消件数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5	6	6	6	6	6	6	6

(備考) ○上記件数について、4月までの件数は月末時点。1月は1月25日までの登録件数。

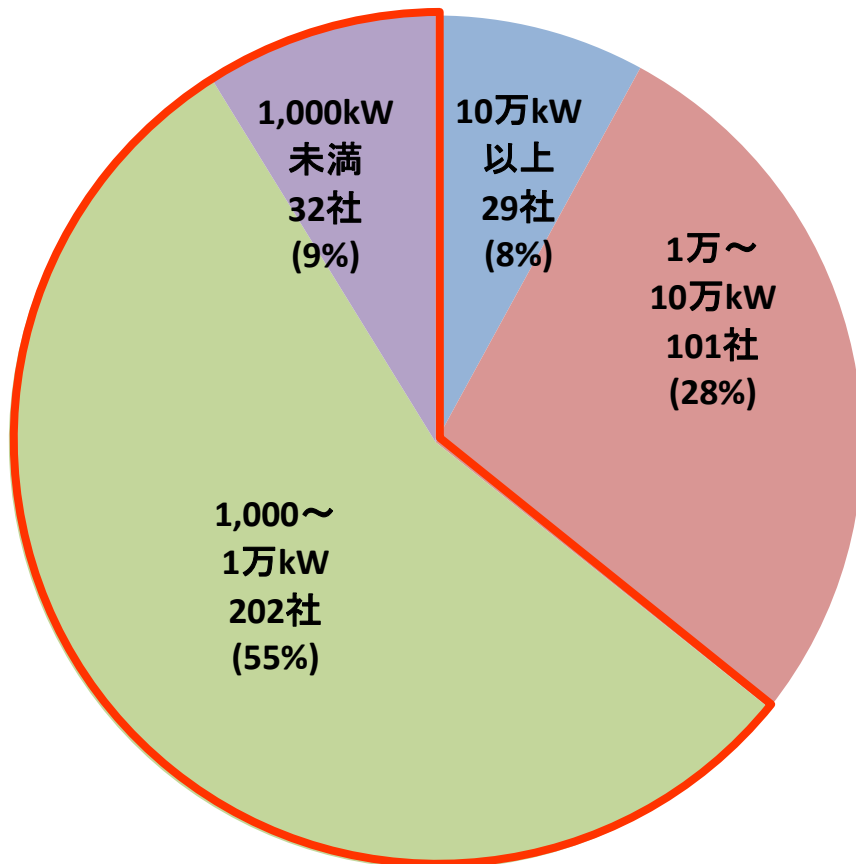
○登録件数とは、のべ登録件数から登録抹消件数(1月25日時点で6件)を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

# 登録小売電気事業者 364 社※の内訳（最大需要電力の見込み、本社所在地）

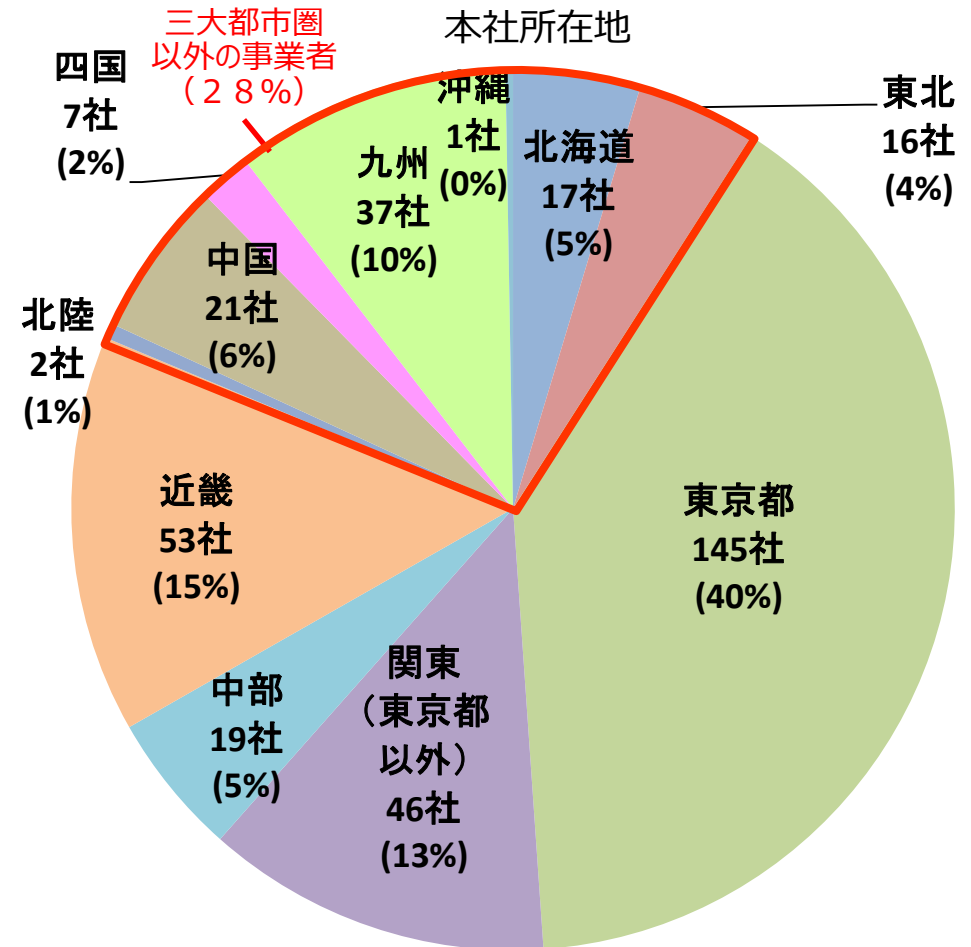
※みなし小売電気事業者 10 社を除く

- 最大需要電力の見込みが1万kWを下回る小規模事業者が、全体の6割を占める。
- 本社所在地は4割が東京だが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も約3割存在。

最大需要電力の見込み



本社所在地

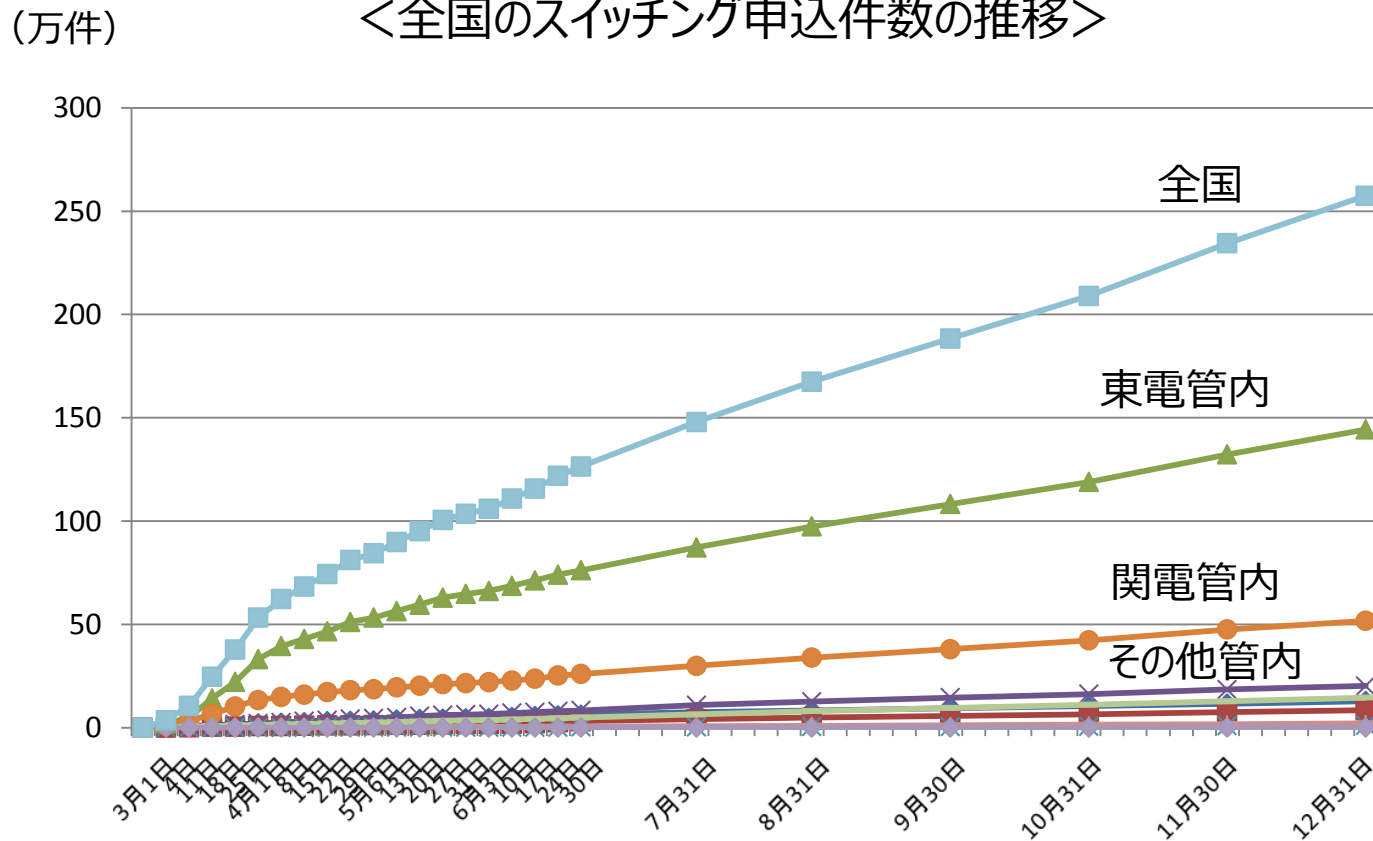


※小売電気事業者364社中（みなし小売電気事業者10社を除く）、平成29年1月25日現在

# スイッチングの申込状況

- 広域機関によると、スイッチング支援システムを通じた12月31日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数※は、約257万件（全体の約4.1%）となっている。  
 ※自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。
- 他方、9月末時点での旧一般電気事業者の自社内の契約の切替え（規制→自由）の申込件数は合計約176万件であり（全体の約2.8%）、上記スイッチング件数と合わせた契約切替えの申込件数は合計約433万件（全体の約6.9%）となっている。

＜全国のスイッチング申込件数の推移＞



管内	申込件数 【単位：万件】	率（※） 【単位：％】
北海道	12.92	4.68
東北	8.47	1.55
東京	144.38	6.29
中部	20.28	2.66
北陸	1.23	0.99
関西	51.79	5.14
中国	1.66	0.47
四国	2.10	1.08
九州	14.62	2.35
沖縄	0.00	0.00
全国	257.45	4.12

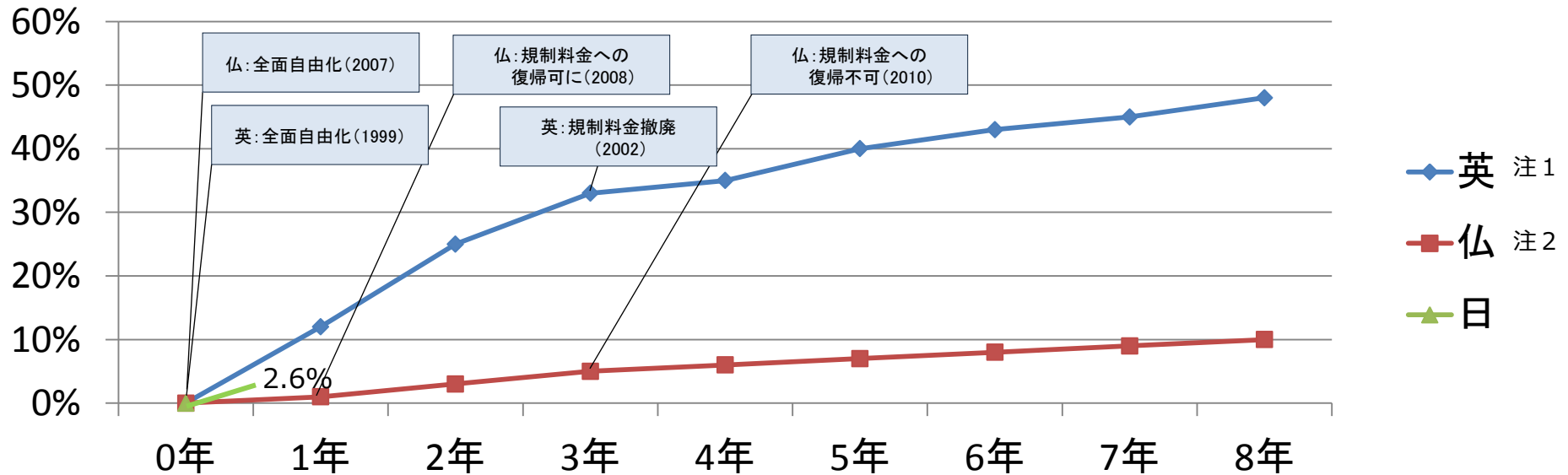
(※) 2015年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算



# (参考) 海外の自由化開始時との比較

- イギリスでは、新規参入者のシェアは、1999年の全面自由化開始後、最初の1年で約12%、8年程度で約5割に達した。フランスでは、新規参入者のシェアは、2007年の全面自由化開始後、最初の1年で約1%、8年程度で約10%となっている。
- 日本では、新規参入者のシェアは、2016年4月の全面自由化開始後、4~9月の半年で約2.6%となっている。

小売全面自由化後の新規参入者のシェア比較 (日本 (低圧) vs 英・仏) ※契約口数ベース



注1：イギリスの数値は、他エリアの既存電力会社による越境供給を含む。

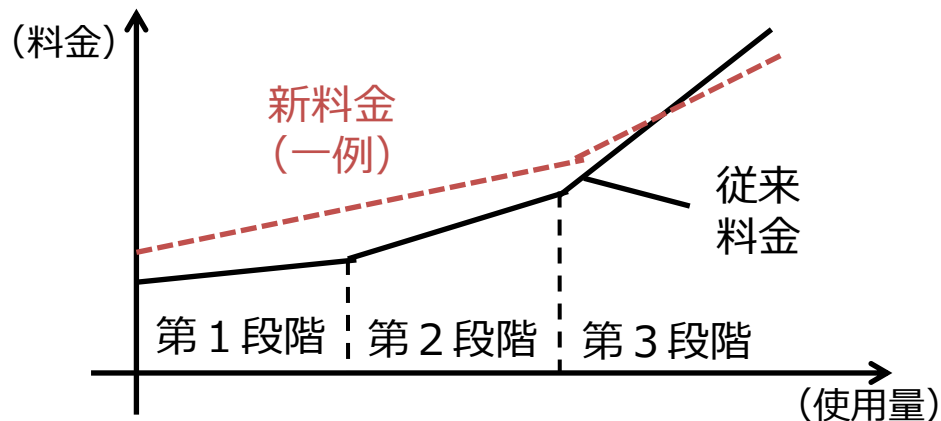
注2：Domestic Retail Market Report 2007(Ofgem)、消費者委員会第13回公共料金等専門調査会「電力小売自由化における諸外国の現状と課題について」、電力広域的運用推進機関 スイッチング情報より作成。

注3：日本（低圧）の新規参入者シェアは、低圧分野における全国のスイッチング件数349万件から、みなし小売電気事業者内のインターナルスイッチング（規制料金メニューから自由料金メニューへの切替え）188万件を除いたものを、2015年度の一般家庭等の通常の契約口数6,260万件（従量電灯A・B・C及び低圧電力の契約口数から算定）で除したものを。

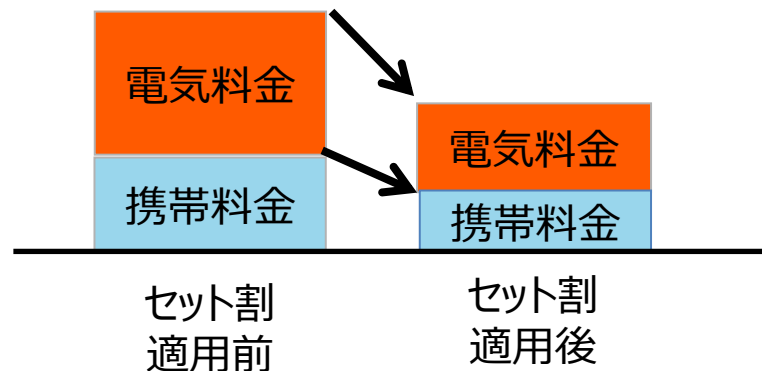
# 新料金プランの分類

- これまでに発表された様々な新料金プランを料金面での特徴に着目して分類すると、①段階別料金、②セット割、③時間帯別料金、④その他（節電割引等）に分かれる。

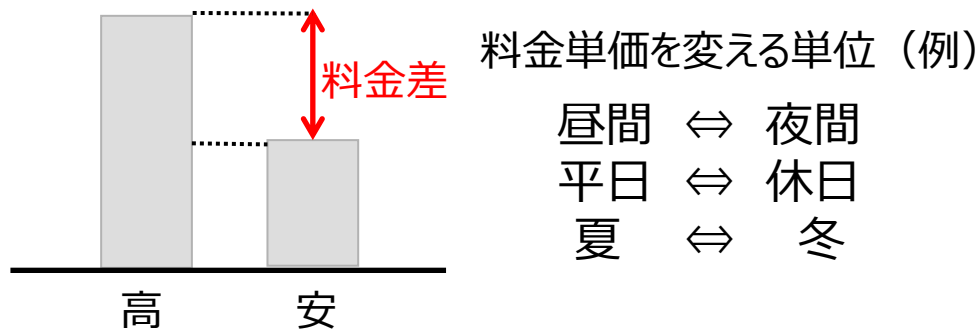
- ①段階別料金（各電力会社 等）  
→従来とは異なる従量料金体系を導入



- ②セット割（東京ガス、ソフトバンク 等）  
→ガスや通信等とセットで販売し、割引を実施

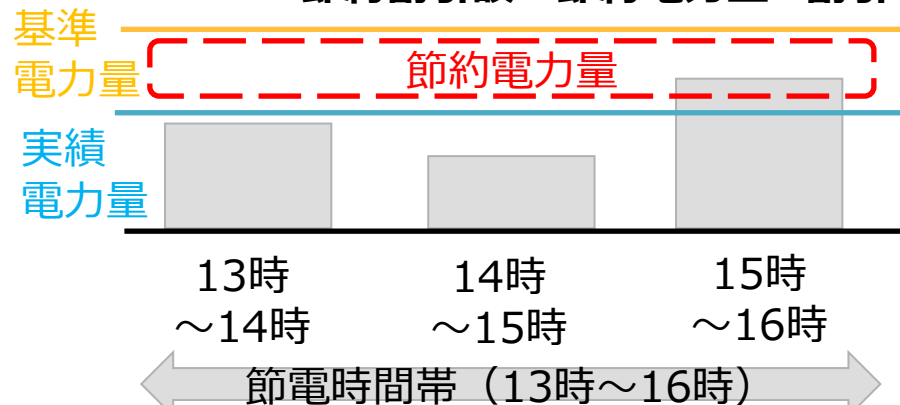


- ③時間帯別料金（各電力会社 等）  
→時間帯に応じて、料金差を付ける



- ④節電割引（北陸電力）  
→指定日時に節電すると、実績に応じ割引を実施

$$\text{節約割引額} = \text{節約電力量} \times \text{割引単価}$$



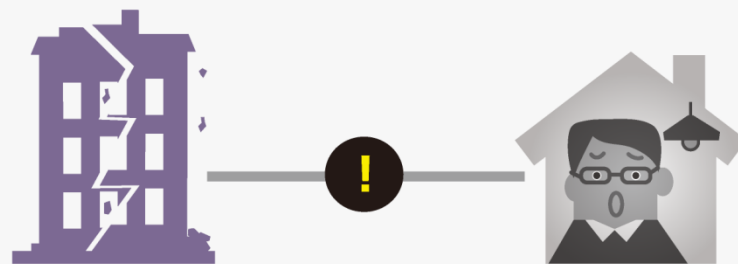
# 変更しない理由

変更しない理由として過半数を占めるものには、実は誤解が多い



電力会社を変えると、停電の頻度や電気の質が変わってしまう

49%



契約する会社が倒産すると、電気の供給が直ぐに止まる

56%



変更する際は、現在の電力会社と、変更先の電力会社の両方と手続きをしなければいけない

50%



スマートメーターを設置すると費用が発生する

54%

# 変更しない理由

変更しない理由として過半数を占めるものには、実は誤解が多い

正解は…

**電力会社を変えても、  
停電の頻度や電気の質は同じです。**

電力会社を変えると、停電の頻度や  
電気の質が変わってしまう

49%

正解は…

**新たな供給元が見つかるまでの間は、  
地域の電力会社から供給されるので、  
直ぐに止まることはありません。**

契約する会社が倒産すると、  
電気の供給が直ぐに止まる

56%

正解は…

**原則変更先の電力会社に  
申し出るだけで大丈夫です。**

変更する際は、現社の電力会社と、  
変更先の電力会社の両方と  
手続きをしないといけない

50%

正解は…

**原則費用はかかりません。**

スマートメーターを設置すると  
費用が発生する

54%

# 変更した人の声

変更した人の満足度は、概ね高い



手続きが簡単だった

82%



所要時間30分未満

60%



月々安くなった

56%



満足度は「自分がほしいレベル以上」

89%

# はじめの一歩アクション

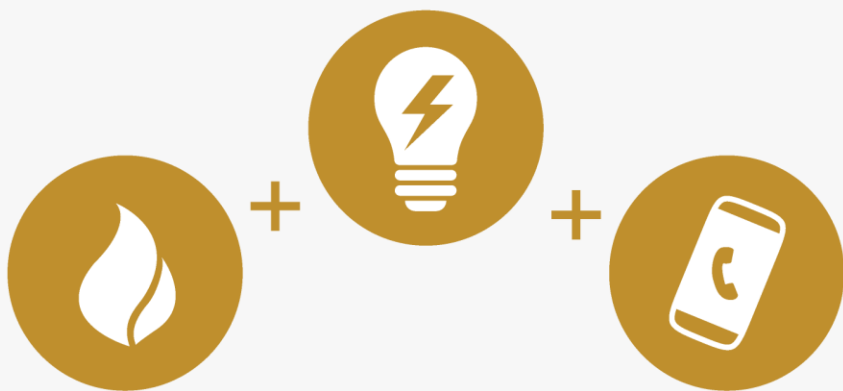
変更を検討するにはまずはこんなアクションから



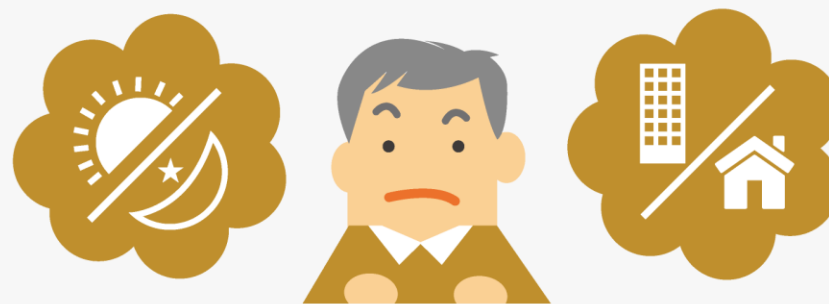
料金比較サイトをチェックしてみる



お住まいのエリアの  
電力会社一覧情報を確認する



家の中の他のインフラと組み合わせる



自分のライフスタイルを考えて  
最適なプランを知る

# 電気の購入先を切り替える際に必要な情報

- 電気の購入先を切り替える際には、①氏名、②現在契約を結んでいる電力会社名(=切替前の購入先)、③お客様番号、④供給地点特定番号、⑤切替希望日が必要。

## ④供給地点特定番号

(平成28年1月以降の請求時に記載)

- ✓ 供給を受けようとする需要場所を特定するために付される22桁の番号
- ✓ ご不明な場合は、その旨を新たに供給契約を結ぶ事業者にお伝え下さい

地点番号 XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

電気ご使用量のお知らせ

ご使用場所 千代田区内幸町1丁目1-3

XX年 X月分	ご使用期間 検針月日 X月XX日 (XX日間)	X月XX日~ X月XX日
ご使用量	XXXkWh	
請求予定金額 (うち消費税等相当額)	X,XXX円 XXX円	
基本料金	XXX円XX銭	
電力1段料金	X,XXX円XX銭	
電力2段料金	X,XXX円XX銭	
電力3段料金	X,XXX円XX銭	
燃料費調整	XXX円XX銭	
再エネ発電賦課金	XX円XX銭	
口座振替割引	-XX円XX銭	

ご契約種別 従量電灯B

ご契約 XXXA

当月指示数 XXXX

前月指示数 XXXX

差計器乗率(倍) XXX

取替前計量値

計器番号(下3桁) XXX

昨年 X月分はXX日間で XXXkWhです。  
今月分は昨年と比べ XX%減少しています。

燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)

X月(当月)分	+XX円XX銭
X月(翌月)分	+XX円XX銭
翌月分は当月分と比べ	+XX円XX銭

今月分 振替予定日 X月XX日

次回検針予定日 X月XX日

地区番号 XX

お客様番号 XXXXXX-XXXXX-X-XX

検針員 ○○

電気料金等領収証(口座振替払用)

XX年 X月分	ご使用期間 X月XX日~ X月XX日
領収金額	X,XXX円
うち消費税等相当額	XXX円
契約 使用量	XXA XXXkWh
	○○ ○○ 様

上記金額を X月XX日口座振替により領収させて頂きました。

東京電力株式会社  
〇〇支社(XXX)

お問い合わせ先  
(カスタマーセンター)  
お引越し・ご契約の変更  
XXXXX-XXXXX-XXXX  
その他の電気に関するご用件  
XXXXX-XXXXX-XXXX

## ①氏名

- ✓ ご契約者は誰か。請求書にどのように記載されているか(漢字か、カタカナか等)

## ③お客様番号



# 電気の販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- 電気を販売する「小売電気事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

## 消費者が注意すべきポイント

- ✓ 小売電気事業者の社名や連絡先
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ 電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？解約手数料などは発生しないのか？ など



# 万が一、悪質な事業者がいたら

例えば・・・

「国の登録を受けていないのに『国の登録を受けた』とって営業をしている事業者がいる」

「『〇〇電力より5%安く電気を売ります』と言われたのに、それより高い料金を請求された」

「『今より安く電気を売るから1年分前金を』と言われて支払って以降、連絡が付かない」

「契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた」

「解約を申し出たところ、法外な解約料を請求された」

「解約を申し出たところ、嫌がらせや脅しを受けた」

「『電気と〇〇のセットにすれば安くなる』と言われ、求めている商品セット販売された」

「苦情や問合せをしてもまともに対応してくれない」 など悪質な事業者がいたら・・・



「経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口」まで、ご連絡ください！

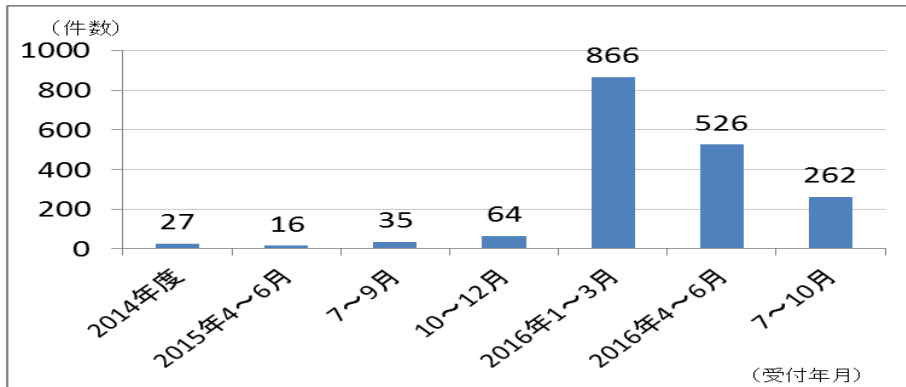
電話：03-3501-5725（直通）（平日 9:30-12:00、13:00-18:30）

メール：dentorii@meti.go.jp

# 消費者の皆様からの相談の状況（平成28年10月末時点）

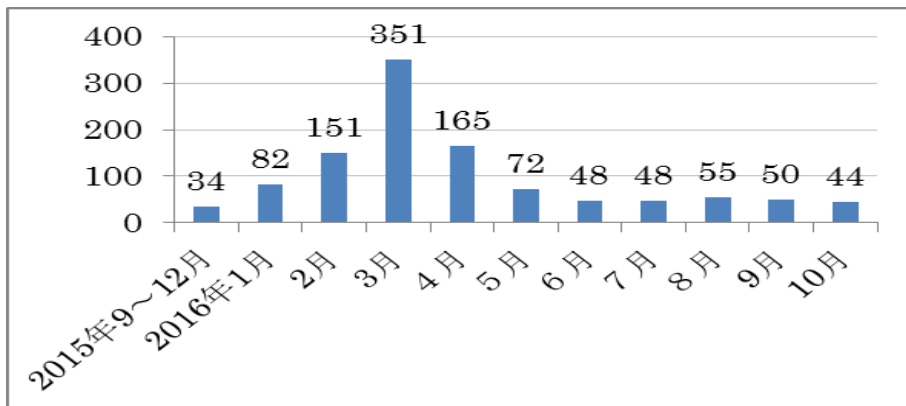
- 小売全面自由化開始直前に最も相談件数が増加。自由化後、落ち着きつつあるものの、具体的な契約に関する相談や料金支払いに関する相談が増加。

電力自由化に関する国民生活センター及び消費生活センターへの相談件数の推移



※平成28年10月31日までに登録されたデータ

電力自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談件数の推移



※平成28年10月31日までに登録されたデータ

## 相談事例

◆インターネットで電力会社の変更手続きを行ったが、元の電力会社から電気料金の請求書が届き、切替えができていなかったことが分かった。

⇒契約を締結した場合、小売電気事業者から書面が交付されることとなります。書面が交付されていない場合は、契約が締結されていない可能性があります。

◆新しい電力会社から電気を購入する契約を結んだが、何か月も電気料金の請求が来ない。

⇒東京電力パワーグリッドのシステム不具合などにより、一部の使用者に請求書が届けられないなどの事態が発生しています。支払い方法の相談や状況の詳細の確認等については、契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。

◆契約先を変えると電気代が安くなると聞いたので、契約切替を申し込んだ。しかし、元の電力会社から、いったん解約すると、元のメニューには戻ることはできないと言われてしまい、悩んでいる。

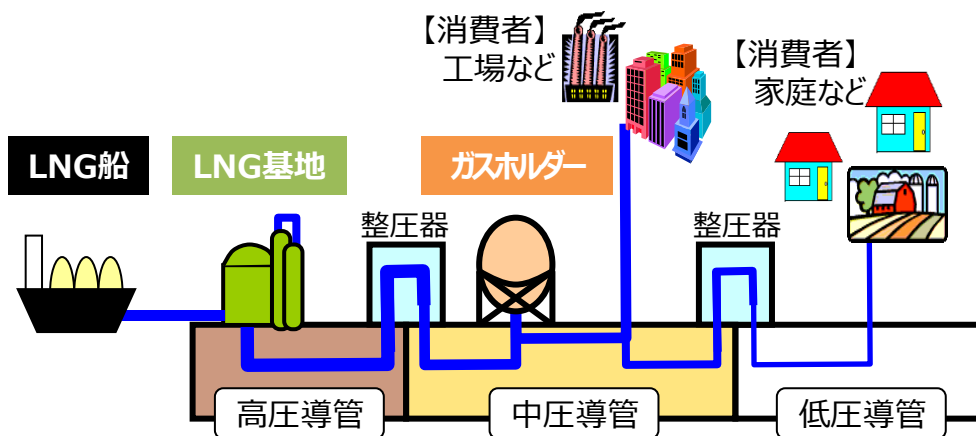
⇒これまでの電力会社の選択約款については、一度契約を解約すると、その料金メニューを再度契約することができなくなる場合もあります。

# 日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、②団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」がある。
- 加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「LPガス」がある。

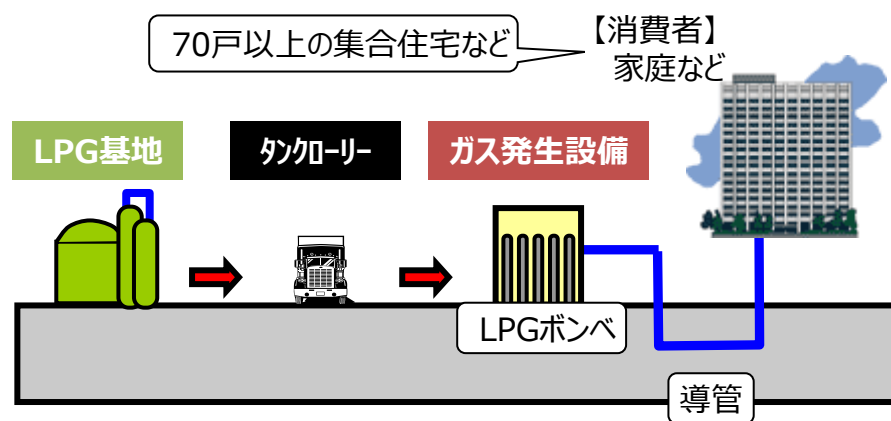
## ①都市ガスの供給イメージ

本年4月より自由化



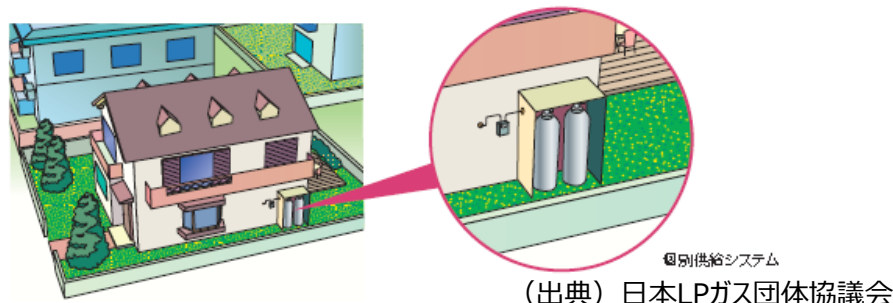
## ②簡易ガスの供給イメージ

本年4月より自由化



## ③LPガスの供給イメージ

はじめから自由

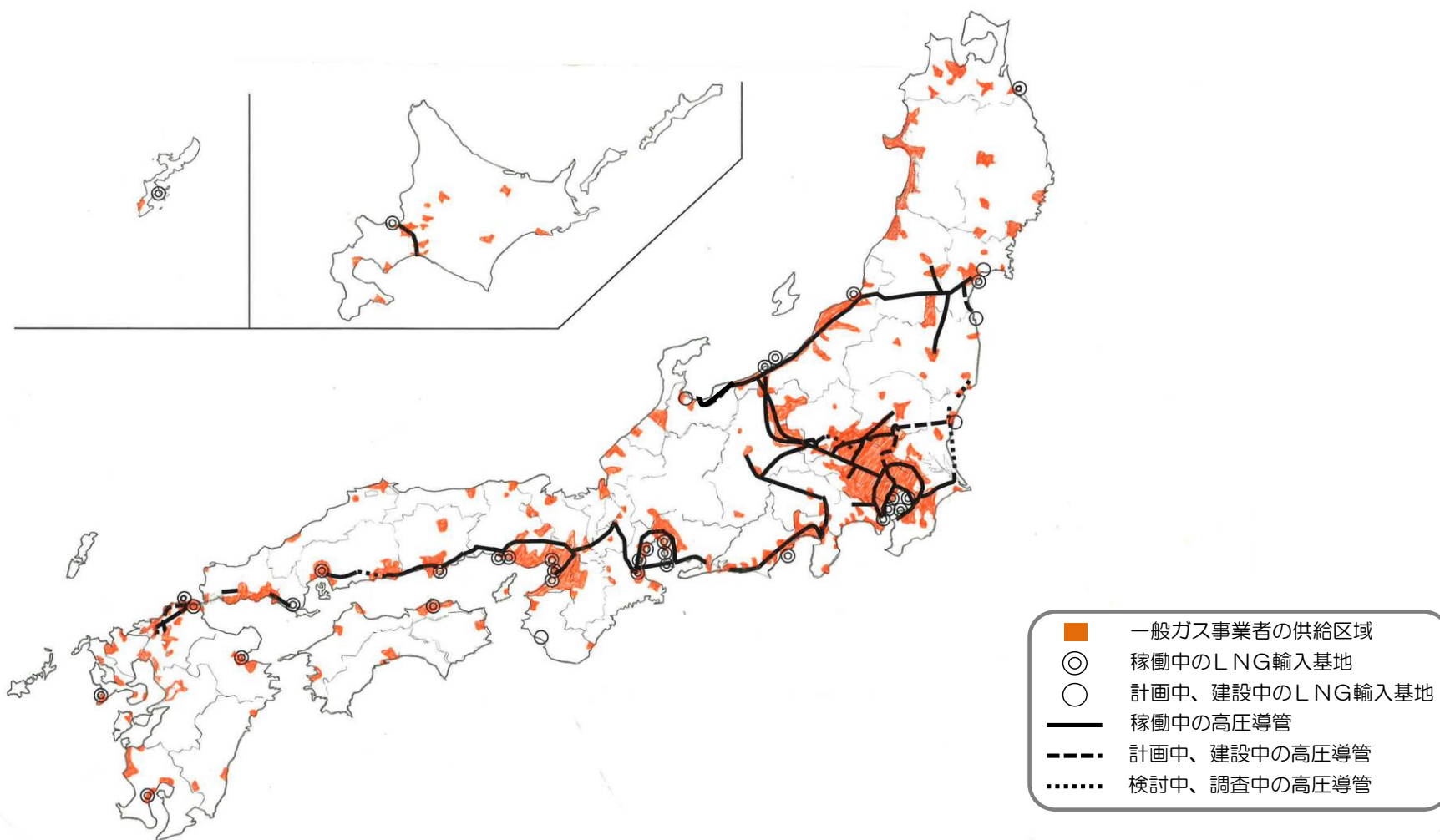


## ■ガスの種別需要家規模（平成27年度）

	需要家件数	ガス販売量
①都市ガス	約2,635万件	363億m <sup>3</sup> /年
②簡易ガス	約117万件	1.5億m <sup>3</sup> /年
③LPガス	約2,450万件	68億m <sup>3</sup> /年

# 一般ガス事業者の供給エリア及びガス導管網の整備状況

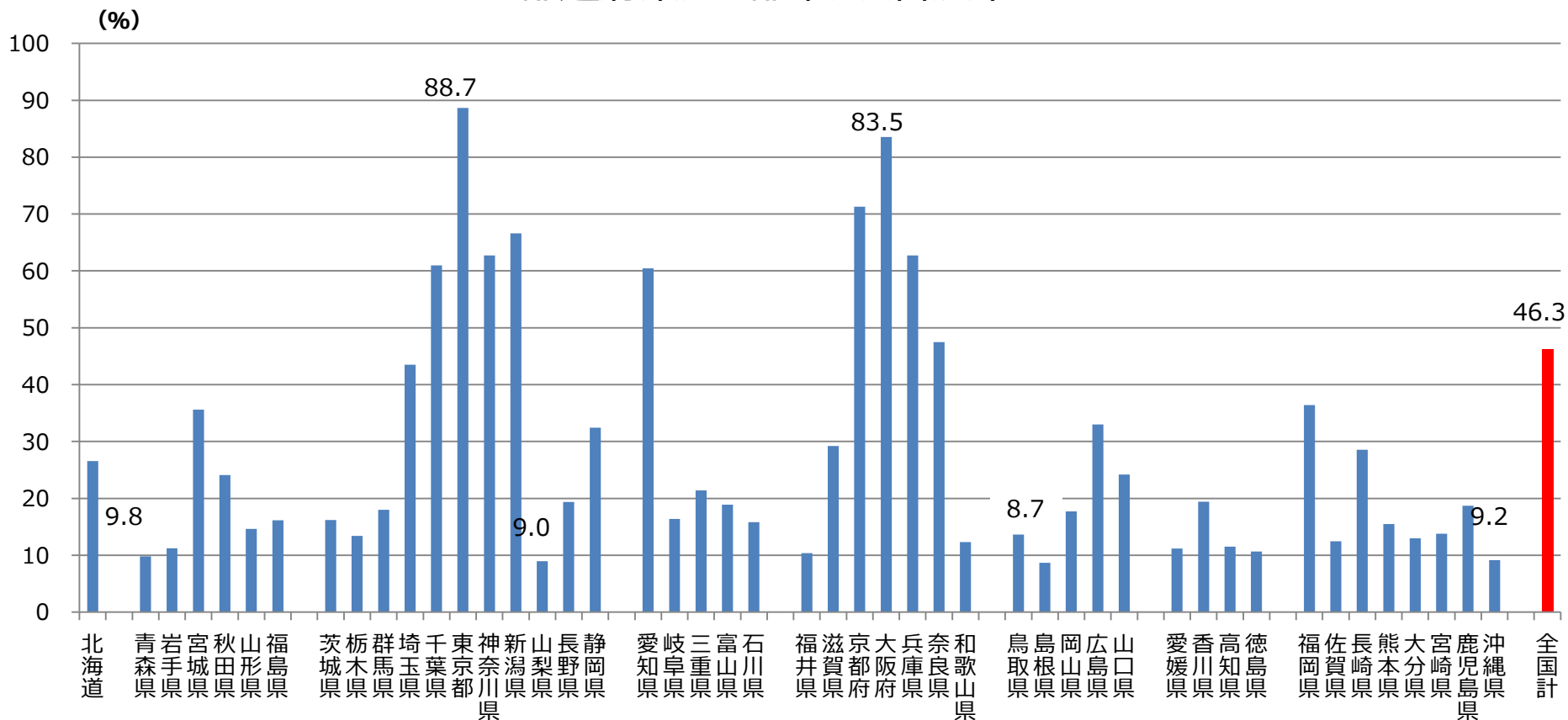
- 都市ガス導管網が敷設された供給区域は国土全体の約6%。  
(供給区域内世帯数は全国世帯数の約3分の2)
- 近年、長距離の都市ガス導管が整備されたが、東京・名古屋間でも未接続。



# 都市ガス普及率

- 我が国の都市ガス普及率は約46%（平成26年度末）
- 東京や大阪は80%を超えるものの、10%を下回る道府県が多い

都道府県別 都市ガス普及率

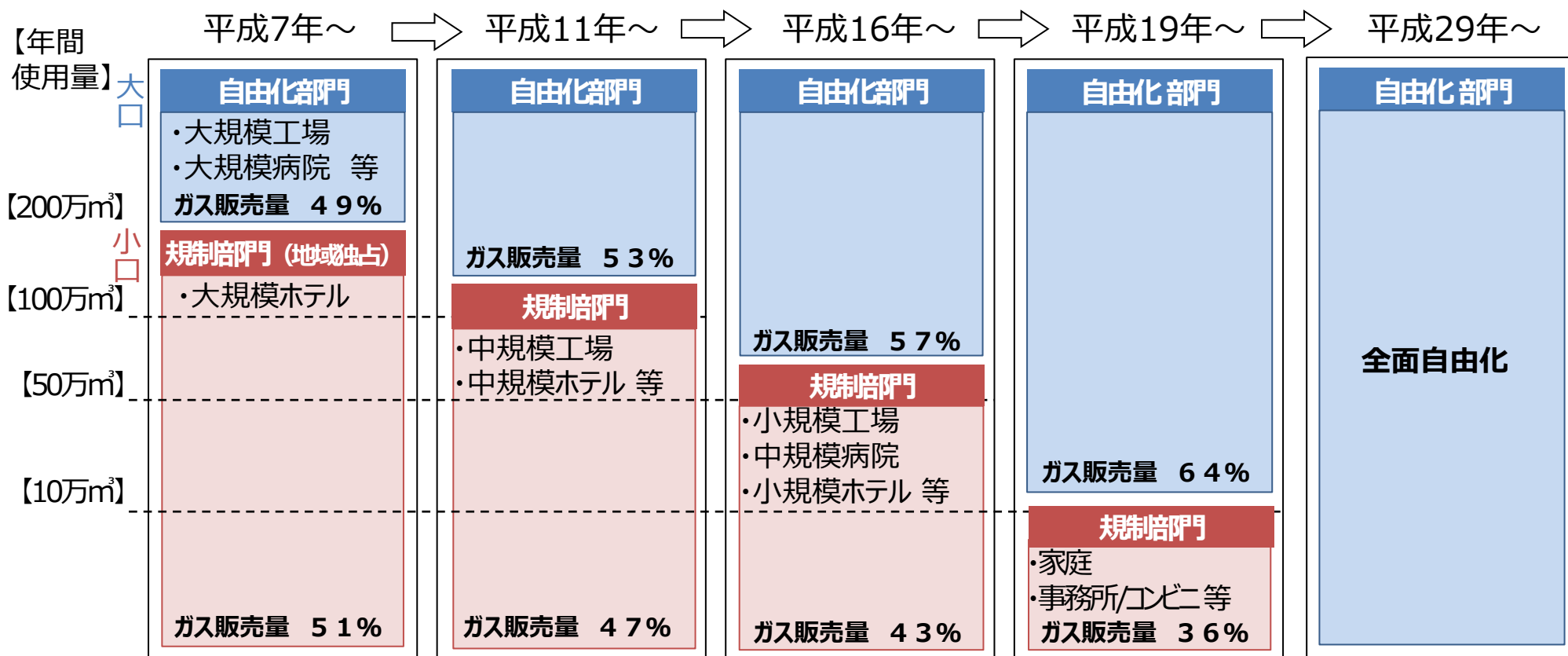


(注) 一般ガス普及率は、都道府県別調定数／都道府県別世帯数

(出所) ガス事業便覧、総務省データを基に事務局作成

# ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成7年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 本年4月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになる。



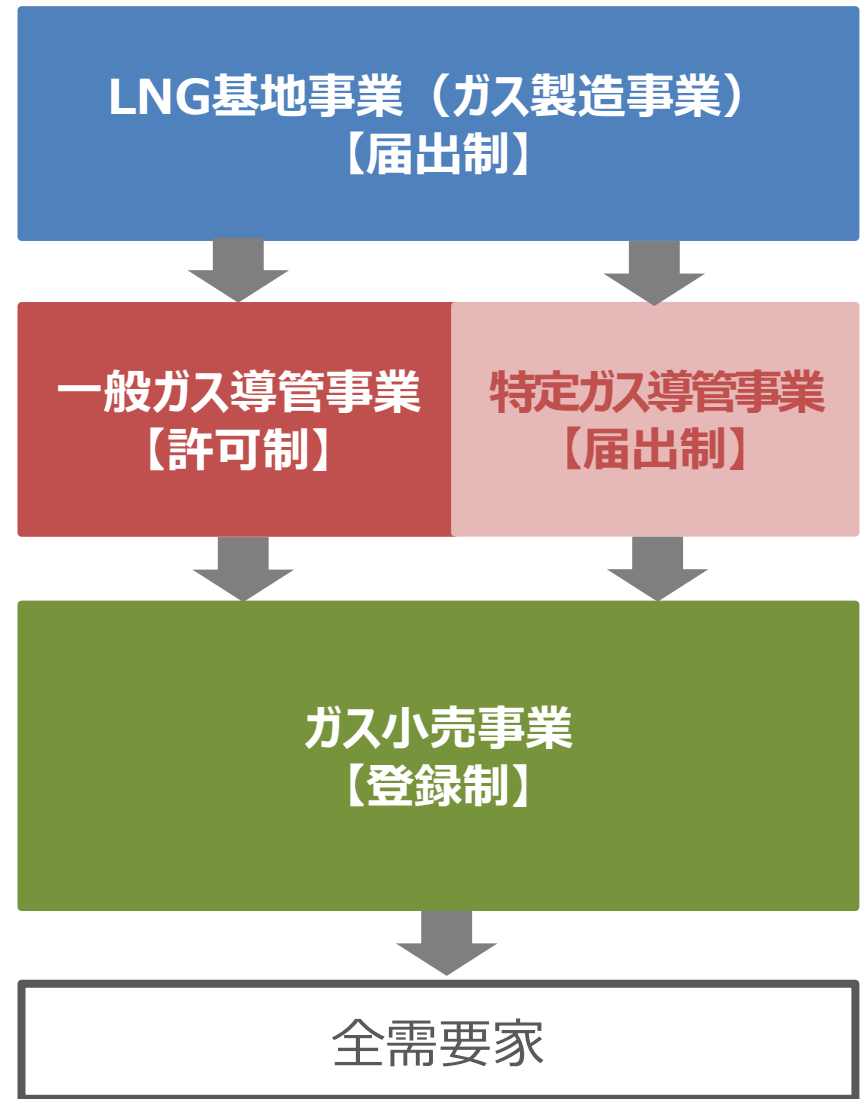
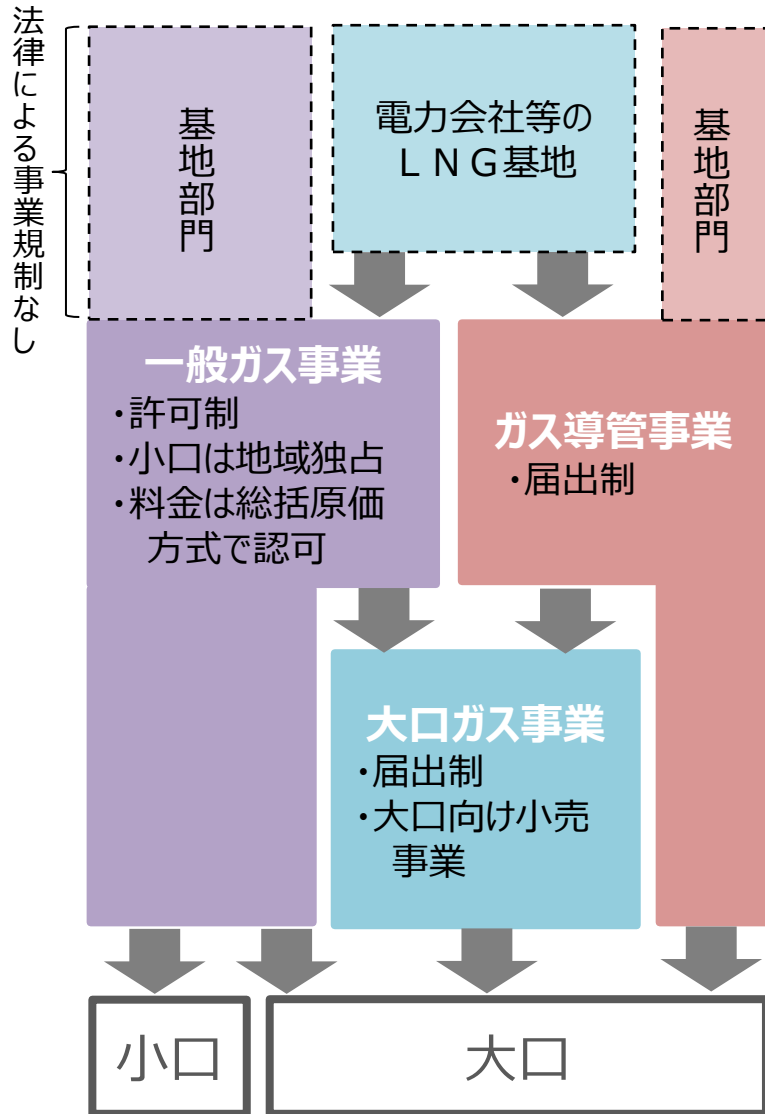
(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展していない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口/小口別販売量の割合（平成26年度実績）。

# (参考) 小売全面自由化後の事業類型

【現在の事業類型】

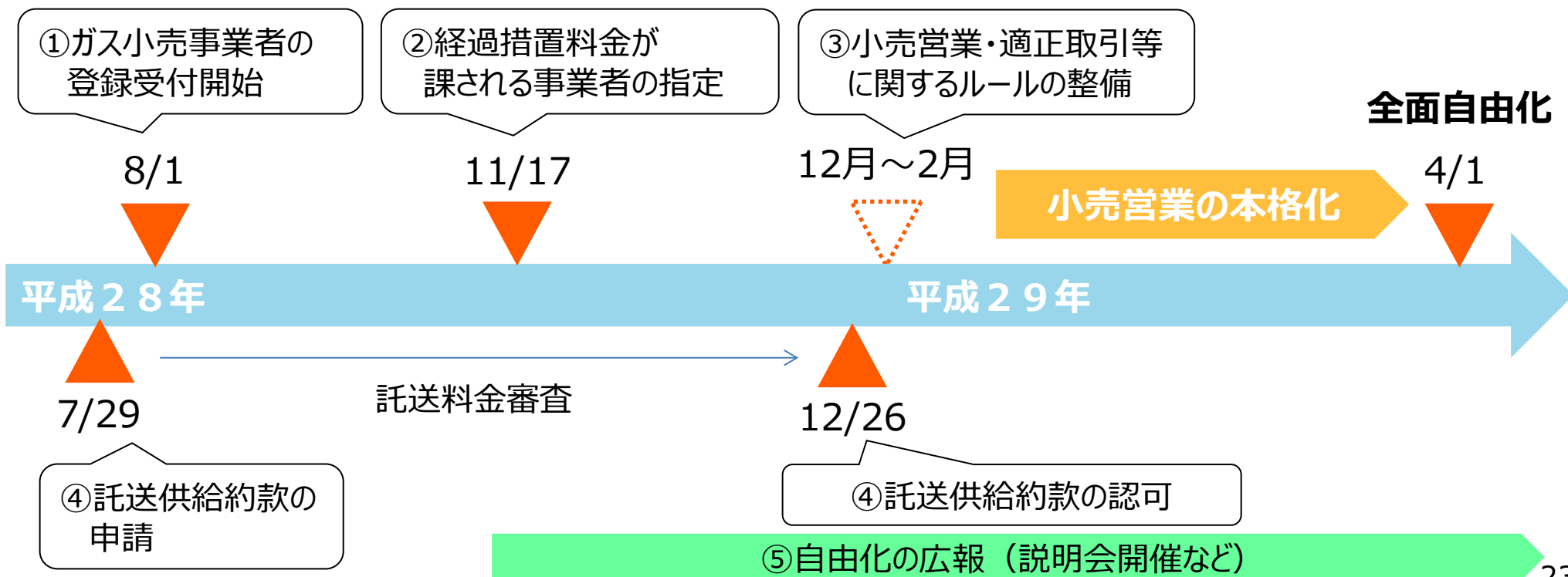
【小売全面自由化後(本年4月以降)の事業類型】





# ガスの小売全面自由化（本年4月）に向けた取組

- ①小売事業者の登録の審査 → これまでに18社が申請、9社（電力会社等）が登録
- ②経過措置(規制)料金が課される事業者の指定の審査 → 12事業者を指定(一般ガス事業者)
- ③小売営業・適正取引等に関するルールの整備
- ④託送供給約款・託送料金（ガス導管の利用ルール・利用料）の審査 → 認可
- ⑤自由化の広報





# ガス小売事業者の登録状況について

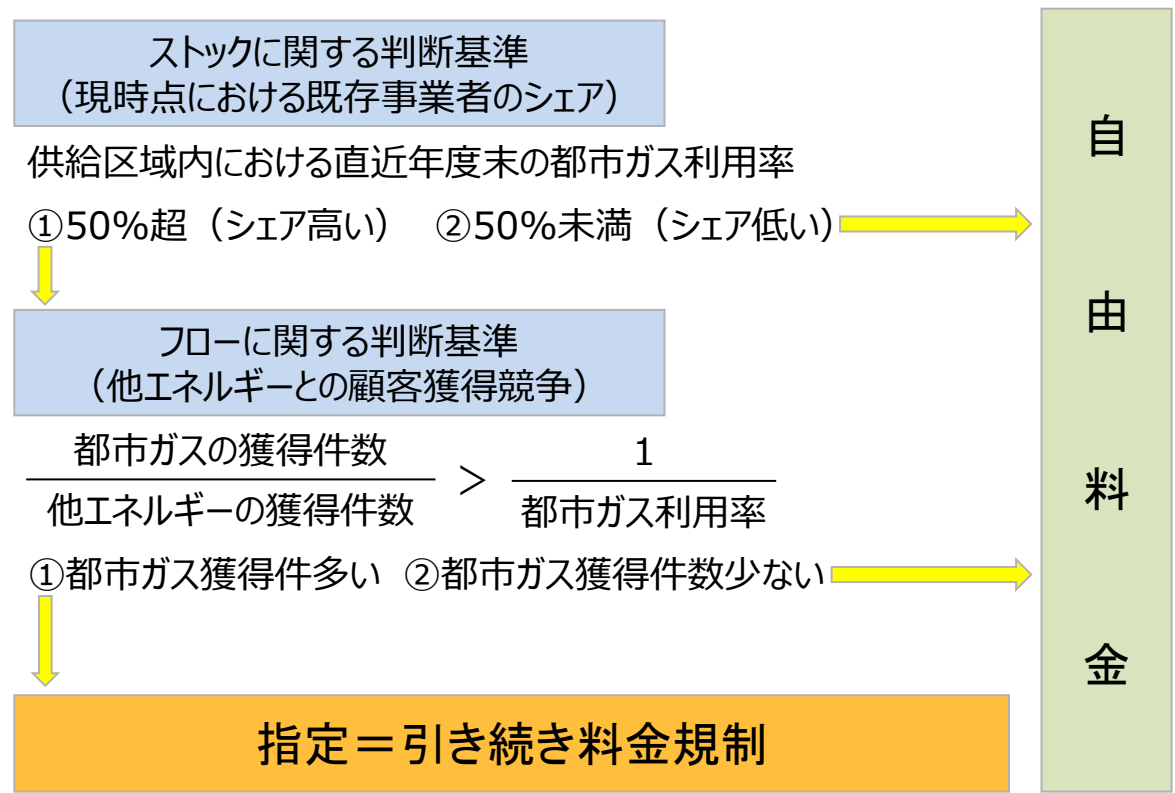
- これまでに18社がガス小売事業の登録申請を実施。うち9社が登録済み。

	関西電力	東京電力 エナジー パートナー	中部電力	日本 ファシティー ソリューション	東北 天然ガス	熊本みらい エル・エヌ・ジー	九州電力	筑後ガス 圧送	国際石油 開発帝石
登録状況	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み
供給区域	近畿	関東	中部	関東	東北	九州	九州	九州	関東、北陸
一般家庭 への 供給予定	あり	あり	あり	なし	なし	なし	あり	なし	なし
株主・ 出資比率	—	東京電力 ホールディ ングス100%	—	東京電力 45% 三菱商事 35% 関電工 10% 山武ビルシ ステム 10%	東北電力 55% 石油資源開 発 45%	九州ガス 51% 日本瓦斯 (鹿児島) 34% 石油資源開発 15%	—	西部ガス 100%	—

# 一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定について

- 小売全面自由化後、ガス小売事業者は、**原則、自由に料金を設定する。**
- ただし、需要家保護のため、他のガス小売事業者や、LPガス・オール電化等の他のエネルギーとの**十分な競争が認められない場合、指定旧供給区域等に指定され、引き続き料金が規制される。**
- 具体的には、以下の指定基準に基づき事業者を指定。

## <指定基準>



〔ただし、獲得・離脱件数が著しく少ない場合（年平均1%以下）等は、適正な競争関係が確保されているとは評価し難いとして、指定する。〕

担当局	指定対象事業者(一般ガス事業者)
本省	東京瓦斯(東京地区等)
	大阪瓦斯
	東邦瓦斯
東北	仙南ガス
関東	京葉瓦斯
	京和ガス
	日本瓦斯(南平台・初山地区)
	熱海瓦斯
近畿	河内長野ガス
中国	浜田ガス
九州	エコア(100MJ地区)
	南海ガス

※簡易ガス事業者も同様の基準により、432事業者、1,730供給地点群を指定旧供給地点に指定。

# 小売分野に関するガイドラインの策定等に向けた検討状況

- 電力・ガス取引監視等委員会において、4月の小売全面自由化後にガス小売事業者が遵守すべき説明義務や書面交付義務の詳細等について検討し、ガイドライン案を建議し、制定。
- また、ガス事業者の公正かつ有効な競争の確保の観点から望ましい行為等についても検討。ガイドライン改正案の意見公募手続を経た上、改定予定。

## 【小売分野に関連する主なガイドライン】

### 『ガスの小売営業に関する指針』【新設】

ガスの需要家の利益の保護の観点から、需要家への適切な情報提供（説明義務・書面交付義務の詳細等）や、営業・契約形態、契約内容等の適正化を図るべく、問題となる行為や望ましい行為について指針を定める予定。

### 『適正なガス取引についての指針』【改正】

独占禁止法上問題となる行為及びガス事業法上の業務改善命令の発動に関する考え方を明らかにし、公正競争の確保やガスの適正取引の確保の観点からガス事業者向けの指針を定めたもの。

# ガス小売事業者の説明義務

- 規制料金が外れる「ガス小売事業者」は、消費者に対し規制料金が外れることを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- ガスを販売するすべての「ガス小売事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対しガス料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。

## 1. 規制料金が外れる事業者の説明義務

経過措置が解除されるガス事業者は本年4月までに、既に契約している消費者に対して、自由化後の供給条件の説明・書面交付をすることが法律上義務付けられています。

## 2. 契約締結をする際の事業者の説明義務

(主な説明義務内容)

### ✓ 料金などの供給条件

(ガスを供給はいつからか、契約期間はいつからいつまでか、毎月のガス料金はいくらか、どうやって算定するか 等)

### ✓ 設備費の有無

(ガス管の敷設の工事が必要な場合、消費者が負担する費用はいくらか、その支払い方法どうなるか)

### ✓ 解約時の解約金等

(契約期間内の解約の制約はあるか、設備費・消費機器のリースなど含め、解約手数料などは発生するか 等)

# ガスの販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- ガスを販売する「ガス小売事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対しガス料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

## 消費者が注意すべきポイント

- ✓ ガス小売事業者の社名や連絡先
- ✓ いつからガスを供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月のガス料金はいくらか？ どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え、ガス管の敷設の工事が必要な場合、消費者が負担する費用はいくらか？  
その支払い方法はどうなるのか？（機器設置等の工事が必要な場合についても注意が必要）
- ✓ ガス料金の割引がある場合には、それはいくらか？ 割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？
- ✓ 契約を解約する場合、設備費や消費機器のリースなども含め、解約手数料などは発生しないのか？  
発生する場合にはいくらになるのか？ など

# 都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ①

「小売事業者を切り替えたい時は誰に連絡すれば良いのでしょうか？」

➡ 原則として、新たに契約しようとしている小売事業者に連絡して下さい。ただし、オール電化の方やLPガスをお使いの方は、切替え前の事業者にも連絡をする必要があります。

「小売事業者を切り替える時に必要な個人情報などはあるのでしょうか？」

➡ ①契約者の氏名、②現在契約を結んでいるガス会社（＝切り替える前の購入先）の名称、③お客様番号、④供給地点特定番号（メーター番号）、⑤切替え希望日、が必要になります。

「本年4月までに何も手続きをしなかった場合、ガスの供給はどうになってしまうのでしょうか？」

➡ これまでどおり一般ガス事業者（都市ガス会社）や簡易ガス事業者からガスの供給を受けることになります。

「オール電化やLPガスの利用者が都市ガスに切り替えられるのでしょうか？」

➡ 切替えは可能です。ただし、利用場所（の近傍）までガス導管が敷設されている場合に限られます。また、都市ガス用の配管や器具への取替えが必要な場合があります。

## 都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ②

「私の住んでる地域でガスを買うことができる小売事業者を教えてください。」

➡ **資源エネルギー庁HPに登録事業者一覧を掲載しているのでご確認ください。**  
(インターネット閲覧環境にない場合、相談窓口ホットライン03-3501-3506まで)

「ガスの自由化は新規参入が少なくて選べないのではないのでしょうか？」

➡ **ガスは、電力と比較して、新規参入者の数が少ない状況ですが、参入のない地域でも、既存の事業者の自由料金メニューやLPガスへの切替えが可能です。また、オール電化に切り替えることも可能です。**

「マンションや集合住宅に住んでいる人もガスの購入先を選べるようになるのでしょうか？」

➡ **集合住宅にお住まいの方も、現在都市ガスの供給を受けている場合には、新規参入する小売事業者やLPガス販売事業者からのガスの購入が可能です。また、既存の事業者の自由メニューからの選択も可能です。ただし、LPガスへの切り替えに当たり、配管工事などを伴い、コミュニティ単位での意思決定が必要になることから、管理会社を始め、コミュニティ内でご相談下さい。なお、現在簡易ガスの供給を受けている場合も同様です。**

「小売料金規制の経過措置がないとガス料金が上がってしまうのではないのでしょうか？」

➡ **他のガス事業者や燃料事業者と適正な競争関係にあるガス事業者については経過措置の対象から外しますが、消費者利益を保護すべく、きちんと事後監視を行います。**



# 都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ③

「地域のガス事業者の小売料金規制の経過措置がかかるか否かはどこで確認できるのでしょうか？」

➡ 今後、経済産業省や各地方経済産業局のホームページ等に掲載予定です。  
また、経過措置が解除されるガス事業者には、本年4月までに、既に契約している消費者に対して、自由化後の供給条件の説明・書面交付をすることが法律上義務付けられています。

「クーリング・オフはできるようになるのでしょうか？」

➡ 本年4月以降のガスの供給について、同年3月31日以前に訪問販売や電話勧誘販売で供給契約を締結した場合、クーリング・オフの対象になります。  
(本年4月以降の契約締結分についても対象とする方向で検討中)

「クーリング・オフ制度」とは？

…「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

「新しい小売事業者からガスを買うと、保安面への影響があるのでしょうか？」

➡ 消費者の所有する内管を含めたガス工作物の保安や、ガスの事故等に際し現場に部隊を出勤させ被害拡大を防ぐ緊急時対応は、一般ガス導管事業者が担うこととなります。  
また、消費機器（ガスコンロ、ガス給湯器等）の調査や危険発生防止の周知等は、ガス小売事業者が担うこととなります。  
その上で、ガス事業者間において保安に関し連携・協力する義務が法律上定められており、具体的な連携ルール等が整備されています。

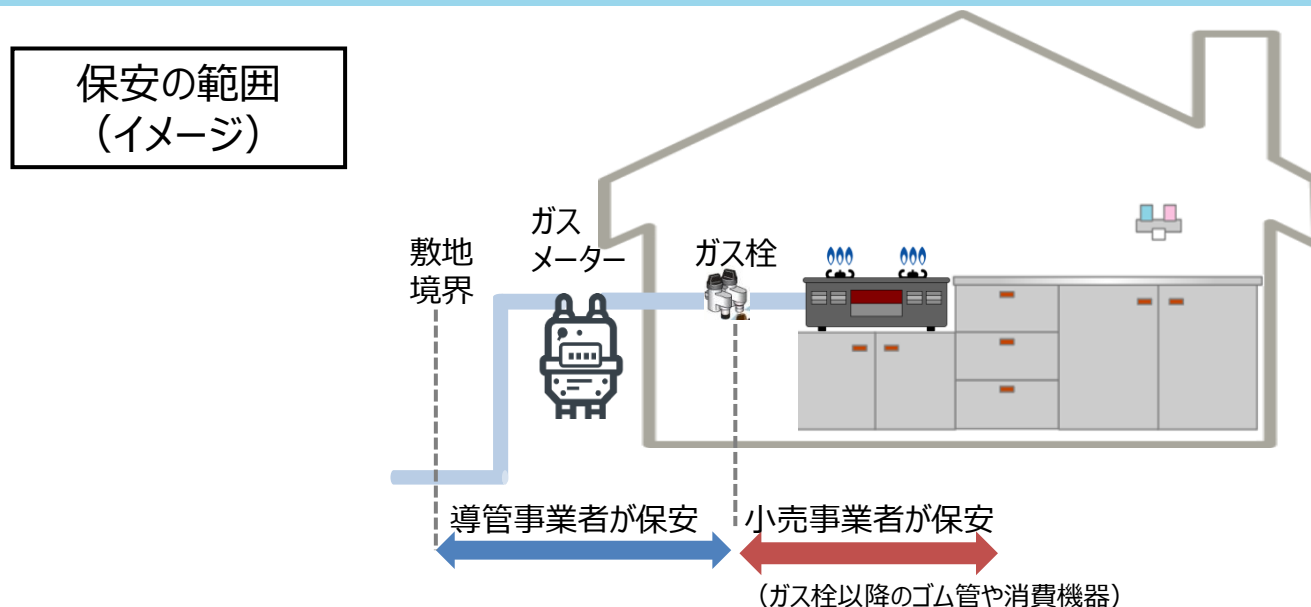


## (参考) 保安の範囲

- 消費者の所有する内管を含めたガス工作物の保安や、ガスの事故等に際し現場に部隊を出動させ被害拡大を防ぐ緊急時対応は、一般ガス導管事業者が担う。また、消費機器（ガスコンロ、ガス給湯器等）の調査や危険発生防止の周知等は、ガス小売事業者が担う。
- 各ガス小売事業者が消費機器調査等の保安の義務を負うことを前提とした上で、消費機器調査等を既存ガス会社、関連会社等に委託することは可能（適正取引ガイドラインでも関連規定を整備予定）。ただし、新規参入者には、L Pガス事業者等と提携し、自前の保安体制の構築を目指す動きも存在。
- なお、消費機器を調査する者は、日本ガス協会が行う消費機器調査員資格認定制度に基づく認定を受けた者か、これと同等以上の知識及び技能を有する者を充てることとなっている。

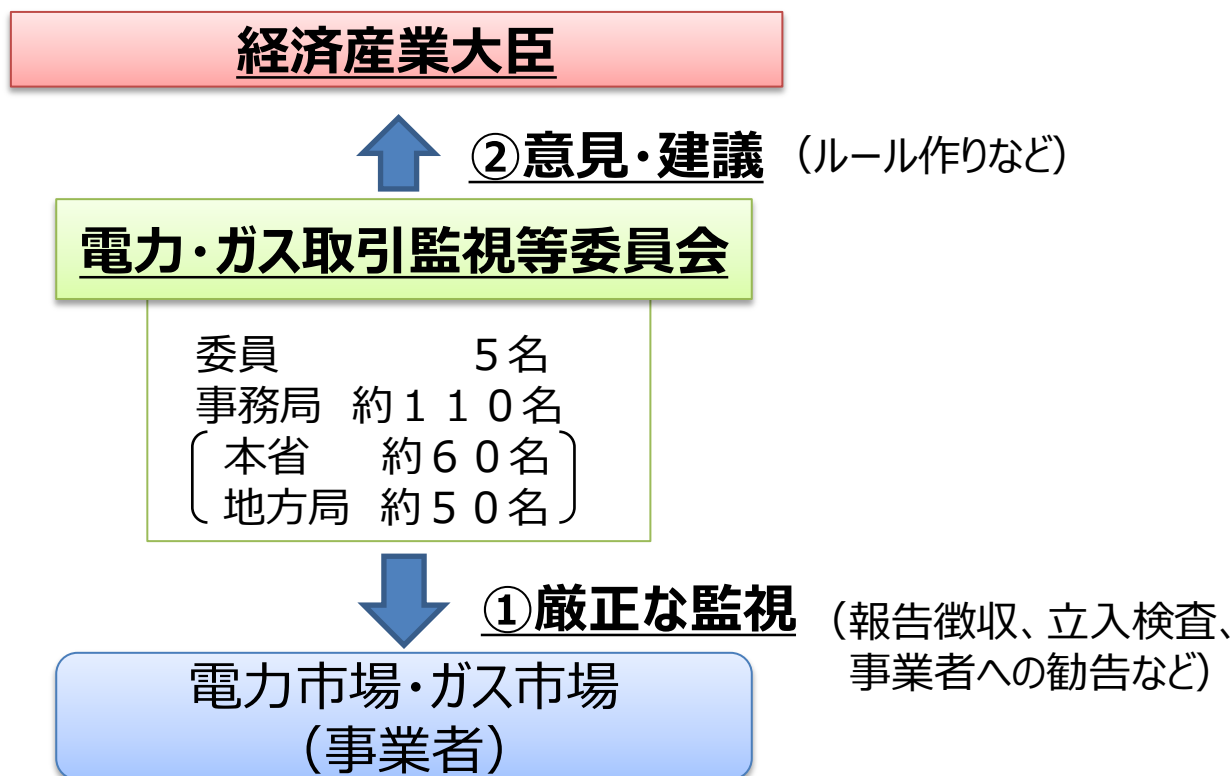
※保安業務に関する詳細は「モデル保安業務規定」をご参照の事。

( [http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2016/07/280729-1.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/07/280729-1.html) )



# 電力・ガス取引監視等委員会とは

- 電力システム改革の実施に当たり、健全な競争が促されるよう、**市場の監視機能を強化**するため、**経済産業大臣直属の組織**として、平成27年9月に設立。
- 平成28年4月1日からは、都市ガス、熱供給事業も業務の対象に追加。
- ①**適正な取引**が行われているか厳正な「**監視**」を行うほか、②必要な**ルール作り**などに関して経産大臣へ「**意見・建議**」を行う。



# 委員長・委員構成

- 委員は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命。

八田 達夫  
(委員長)



**【経済】**  
大阪大学 招聘教授  
アジア成長研究所 所長

稲垣 隆一  
(委員長代理)



**【法律】**  
稲垣隆一法律事務所  
弁護士

林 泰弘



**【工学】**  
早稲田大学大学院  
教授

圓尾 雅則



**【金融】**  
SMBC日興証券  
マネージングディレクター

箕輪 恵美子



**【会計】**  
監査法人トーマツ  
パートナー 公認会計士